

八幡浜市社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業について

八幡浜市社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業実施要綱より要約

| <p>事業の目的</p> | <p>◎低所得で特に生計が困難なもの及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割にかんがみ、利用者負担額を一定割合軽減することにより、利用者の経済負担を緩和し、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。</p> | | | | | | | |
|---|--|---|--|-----|-------------------------------|---|---|--|
| <p>軽減対象者</p> | <p>◎要介護被保険者又は要支援被保険者であって、市町民税世帯非課税者のうち次の各号の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたもの及び生活保護受給者とする。</p> <table border="1" data-bbox="359 555 1407 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 555 571 600">区 分</th> <th data-bbox="571 555 1407 600">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 600 571 2072"> <p>市長が生計困難者と認める者及び生活保護受給者</p> </td> <td data-bbox="571 600 1407 2072"> <p>要綱では具体的に次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="603 645 1375 2049"> <tr> <td data-bbox="603 645 890 2049"> <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用者 ○在宅サービス利用者 ○地域密着型介護サービス利用者</p> </td> <td data-bbox="890 645 1375 2049"> <p>① 世帯全員の年間の必要経費を除いた収入見込み合計が、<u>1人世帯で150万以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>② 預貯金等（有価証券・債権券等）が<u>単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>③ 別世帯の市町民税課税世帯から扶養されていないこと。</p> <p>④ 世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> </td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> | | 区 分 | 説 明 | <p>市長が生計困難者と認める者及び生活保護受給者</p> | <p>要綱では具体的に次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="603 645 1375 2049"> <tr> <td data-bbox="603 645 890 2049"> <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用者 ○在宅サービス利用者 ○地域密着型介護サービス利用者</p> </td> <td data-bbox="890 645 1375 2049"> <p>① 世帯全員の年間の必要経費を除いた収入見込み合計が、<u>1人世帯で150万以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>② 預貯金等（有価証券・債権券等）が<u>単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>③ 別世帯の市町民税課税世帯から扶養されていないこと。</p> <p>④ 世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> </td> </tr> </table> | <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用者 ○在宅サービス利用者 ○地域密着型介護サービス利用者</p> | <p>① 世帯全員の年間の必要経費を除いた収入見込み合計が、<u>1人世帯で150万以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>② 預貯金等（有価証券・債権券等）が<u>単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>③ 別世帯の市町民税課税世帯から扶養されていないこと。</p> <p>④ 世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> |
| 区 分 | 説 明 | | | | | | | |
| <p>市長が生計困難者と認める者及び生活保護受給者</p> | <p>要綱では具体的に次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="603 645 1375 2049"> <tr> <td data-bbox="603 645 890 2049"> <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用者 ○在宅サービス利用者 ○地域密着型介護サービス利用者</p> </td> <td data-bbox="890 645 1375 2049"> <p>① 世帯全員の年間の必要経費を除いた収入見込み合計が、<u>1人世帯で150万以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>② 預貯金等（有価証券・債権券等）が<u>単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>③ 別世帯の市町民税課税世帯から扶養されていないこと。</p> <p>④ 世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> </td> </tr> </table> | <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用者 ○在宅サービス利用者 ○地域密着型介護サービス利用者</p> | <p>① 世帯全員の年間の必要経費を除いた収入見込み合計が、<u>1人世帯で150万以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>② 預貯金等（有価証券・債権券等）が<u>単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>③ 別世帯の市町民税課税世帯から扶養されていないこと。</p> <p>④ 世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> | | | | | |
| <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）利用者 ○在宅サービス利用者 ○地域密着型介護サービス利用者</p> | <p>① 世帯全員の年間の必要経費を除いた収入見込み合計が、<u>1人世帯で150万以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>② 預貯金等（有価証券・債権券等）が<u>単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下</u>であること。</p> <p>③ 別世帯の市町民税課税世帯から扶養されていないこと。</p> <p>④ 世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>⑤ 介護保険料を滞納していないこと。</p> | | | | | | | |

◎利用者負担額の軽減を実施する旨を県に届け出た社会福祉法人等が提供する次のサービスについて軽減を行う

| 軽減対象サービス | | 軽減対象費用 | 軽減割合 |
|---------------------------|-----------------------------|------------------------|---|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 旧措置入所者の利用者負担5%未満のものはユニット型個室 | 居住費 | ○原則 (A) ・ 介護費負担 ・ 居住費、食費負担 1/4 (25%) ○高齢福祉年金受給者 (B) ・ 介護費負担 ・ 居住費、食費負担 1/2 (50%) ○生活保護受給者 (C) ・ 個室の居住費 (滞在費) 全額 (100%) ○平成25年8月1日施行、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き軽減対象となる者 ・ 介護費・食費負担 (A)、(B) に同じ ・ 個室の居住費 (滞在費) (C) に同じ |
| | 生活保護受給者 | 個室の居住費 | |
| | 上記以外のもの（旧措置者含む） | 介護費負担 食費負担 居住費 | |
| 訪問介護 | | 介護費負担 | |
| 通所介護 | | 介護費負担 食費負担 | |
| （介護予防）短期入所生活介護 | 生活保護受給者 | 個室の滞在費 | |
| | 上記以外のもの | 介護費負担 食費負担 滞在費負担 | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | 介護費負担 | |
| 夜間対応型訪問介護 | | 介護費負担 | |
| 地域密着型通所介護 | | 介護費負担 食費負担 | |
| （介護予防）認知症対応型通所介護 | | 介護費負担 食費負担 | |
| （介護予防）小規模多機能型居宅介護 | | 介護費負担 食費負担 宿泊費負担 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 生活保護受給者 | 個室の居住費 | |
| | 上記以外のもの | 介護費負担 食費負担 居住費負担 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護サービス | | 介護費負担 食費負担 宿泊費負担 | |
| 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 | | 介護費負担 | |
| 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 | | 介護費負担 食費負担 | |

軽減の対象となるサービスと軽減割合

| | |
|------------|---|
| 認定証等 | <p>名 称 : 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証</p> <p>有効期間 : 翌年度の7月末日とする。ただし、4月から7月までに発行する場合は当該年度の7月末日とする。</p> <p>適用年月日 : 認定のあった月の初日から適用する。</p> |
| 他制度等との適用関係 | <p>(1) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との関係は、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。<u>ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととする。</u></p> <p>(2) 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行う。</p> |

(注) 医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正及びその施行に伴う介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、特別養護老人ホームの入所者とショートステイの利用者は、居住費（滞在費）・食費の負担限度額認定の対象とならない場合、食費及び居住費（滞在費）は軽減の対象にならない。